

京都市洛北第三土地区画整理組合が施行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業の変更に係る事業計画を、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成21年3月29日まで意見書を提出することができます。

平成21年3月2日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧期間 平成21年3月2日（月）から同年3月15日（日）まで
（期間内の土曜日及び日曜日を除く。）
- 2 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地
京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部市街地整備課

（建設局都市整備部市街地整備課）